

千葉県小学校入学準備金に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な小学校入学予定者の保護者に対し、小学校入学準備金の支給を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「小学校入学準備金」とは、小学校へ入学するために必要な学用品費等の経費をいう。

2 この要綱において「小学校入学予定者」とは、次の両方に該当する者をいう。

(1) 申請年度の1月1日時点において、本市に住所を有する者

(2) 学校教育法施行令第5条に定める就学予定者のうち、翌年度の4月より小学校に入学する者。

3 この要綱において「保護者」とは、小学校入学予定者に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

4 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める者については、この要綱において「小学校入学予定者」又は「保護者」とみなす。

(資格)

第3条 小学校入学準備金の支給を受けることができる者は、保護者のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が別に定める基準により認める者とする。

(援助)

第4条 小学校入学準備金は、予算の範囲内において行うものとする。

2 小学校入学準備金は、小学校入学予定者の保護者で前条に該当する者に対し行うものとし、第1項に掲げる経費に係る内容、支給要件、支給限度額及び支給額は、表に定めるとおりとする。ただし、本市以外より小学校入学準備金と同様の経費を受給した場合は、行わないものとする。

(申請)

第5条 小学校入学準備金を受けようとする者は、毎年度別に定める期日までに小学校入学準備金申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、原則、市立小学校の長（以下「学校長」という。）を經由して、教育委員会へ申請するものとする。

(認定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、第3条に規定する資格についての審査を行い、その資格があると認めたときは入学準備金認定結果通知書（様式第2号）により、その資格がないと認めたときは入学準備金申請書の審査結果について（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(請求及び支給)

第7条 小学校入学準備金の支給は、前条の規定による認定を受けた者（以下「認定保護者」という。）の請求に基づき、行うものとする。

(辞退)

第8条 認定保護者が小学校入学準備金を辞退しようとするときは、辞退届を教育委員会へ提出するものとする。

(停止及び取消し)

第9条 教育委員会は、認定保護者が偽りその他不正の手段により小学校入学準備金を受けたとき、又は小学校入学準備金を必要としなくなったときは、その支給を停止し、又はその認定を取り消すことができる。

(返還)

第10条 教育委員会は、前条の規定により第6条の認定を取り消した場合において既に小学校入学準備金が支給されているときは、当該認定を取り消された保護者からその全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。